令和6年(2024年)8月1日(月)
令和6年度 第1回 越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

資料２

重層的支援体制整備事業
令和５年度実施状況について

越谷市役所 地域共生部 地域共生推進課

目次
CONTENTS

01 事業概要
- 重層的支援体制整備事業とは
- 事業内容
- 事業実施フロー

02 実施状況
- 実施状況
- 会議で取り扱った事例
- 事業実施により前進している事例

03 運用の見直し
- 運用見直し内容

事業概要

○重層的支援体制整備事業とは

○社会福祉法第106条の4に基づき、地域共生社会の実現に向け、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった**対象別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業**

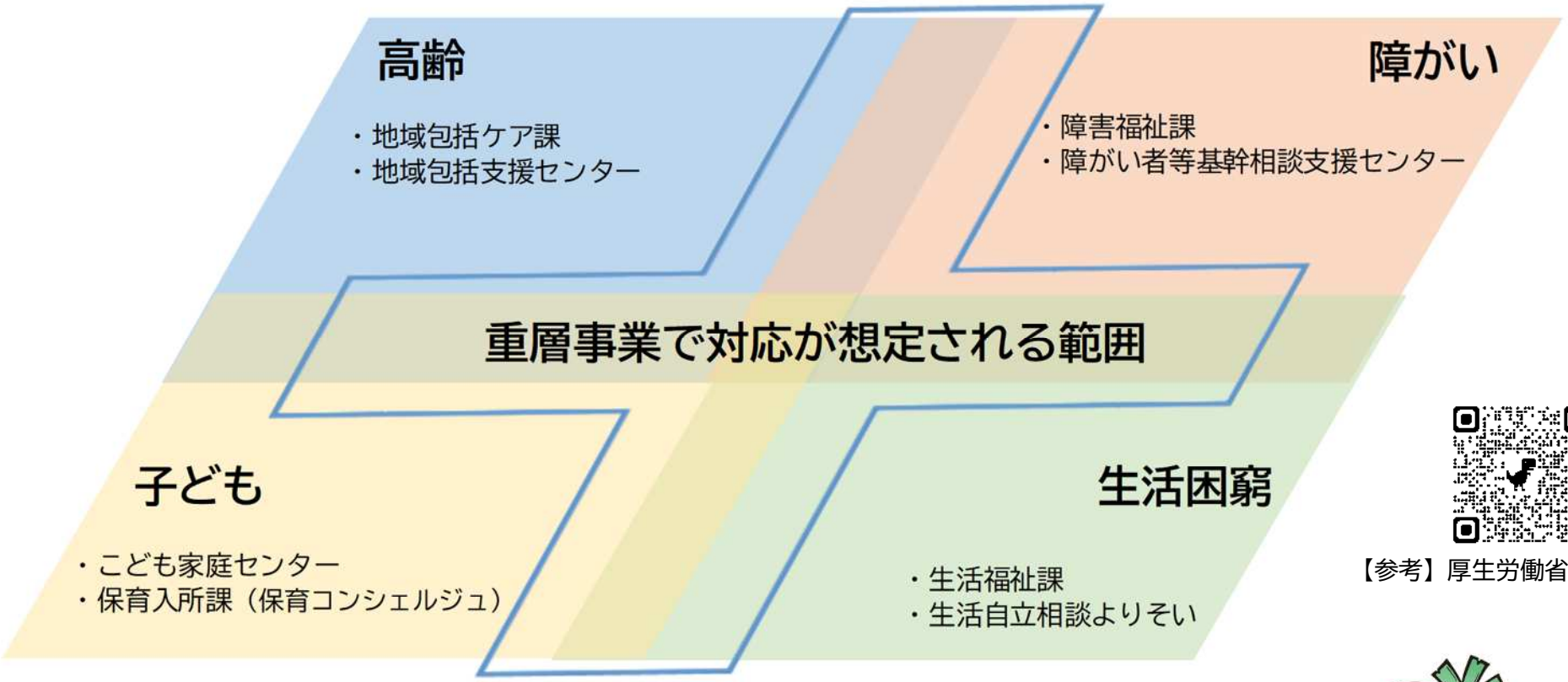

【参考】厚生労働省HP（重層）

越谷市では令和４年度から実施

（R5.12現在　県内：８自治体、全国：１８９自治体）

○事業内容

○具体的には、次の３つの支援を一体的に実施し、**個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした伴走支援により、課題の解決を目指すもの**

事業名		事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ 高齢　：包括的支援事業（地域包括支援センター） 障害　：障害者相談支援事業（障害者等基幹相談支援センター） 子ども：利用者支援事業（保育コンシェルジュ・こども家庭センター） 困窮　：生活困窮者自立相談支援事業（生活自立相談よりそい）
	多機関協働事業	・市全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う（全体調整、マネジメント） ・支援関係機関の役割分担
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
Ⅱ　参加支援 参加支援事業		・社会とのつながりを作るための支援を行う ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す（事業やサービス、サロンへの参加を促す）
Ⅲ　地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化 高齢　：地域介護予防活動事業（介護支援ボランティアなど） 生活支援体制整備事業（地域支え合い会議など） 障害　：地域活動支援センター機能強化事業（地域活動支援センターⅠ・Ⅲ型など） 子ども：地域子育て支援拠点事業（子育てサロンなど） 地域福祉：生活困窮者等のための地域づくり事業（福祉 SOS ゲームなど）

○事業実施フロー

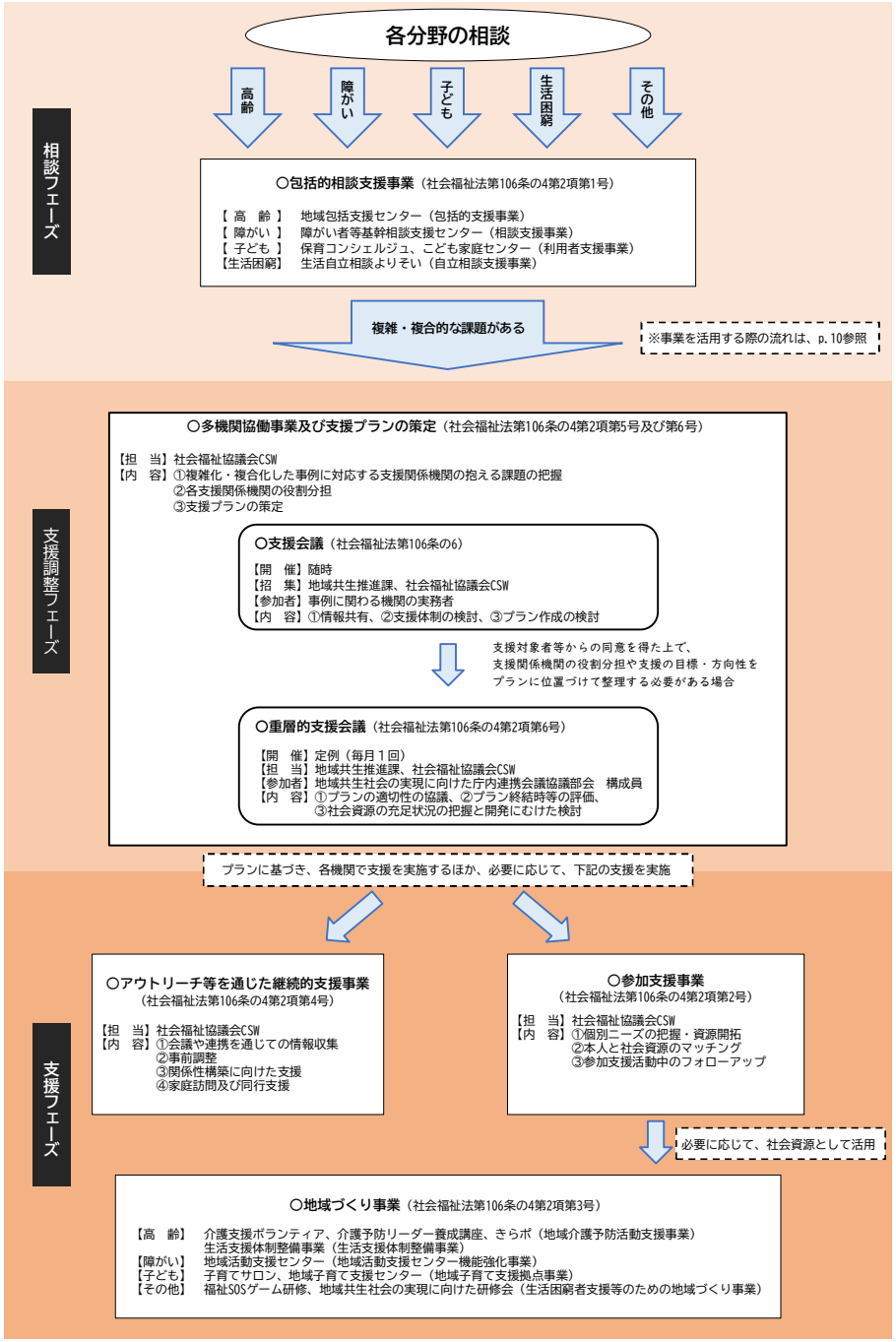

・包括的相談支援事業で

相談を受け止め、**複雑・複合的な課題がある場合**
多機関協働事業へつなぐ

・多機関協働事業で

社協ＣＳＷ*が中心となり、**課題解決に向けた関係機関による情報共有、支援体制の検討**を行う
各機関の役割分担や支援目標・方向性をプランに位置づけて整理する必要がある場合、
本人同意を得た上で、**支援プランの策定・協議**を行い、プランに基づいた支援を各機関で実施する

・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業で

支援プランに基づき、社協ＣＳＷが課題の解決や社会とつながるための支援を行う

必要に応じて、社会資源として地域づくり事業に位置づけられた事業を活用し、伴走支援を実施する

＊ＣＳＷ…コミュニティソーシャルワーカーの略。
地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、
個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。

実施状況

○実施状況

・重層事業のうち、国への実績報告を実施している（①多機関協働事業、②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、③参加支援事業）について、実施状況は下記のとおり

・①②③については、越谷市社会福祉協議会に委託し、一体的に実施している

実施状況	令和４年度	令和５年度
相談事例件数	２０件 （①20件）	１９件 （①16件②1件③2件）
重層的支援会議で協議した事例	６件	２件
支援会議で協議した事例	３件	１件
会議に至らなかった事例　※支援調整が不要な場合など	１１件	１６件
会議開催回数（合計）	１０回	１３回
重層的支援会議　※継続、終結に関する協議を含む	７回	１２回
支援会議	３回	１回
支援プラン策定状況（合計）	７件	１２件
新規プランの策定	６件	２件
うち、継続プランの策定	０件	４件
策定プランの終結	１件	６件

○会議で取り扱った事例

・分野横断的な調整機能を持つ「多機関協働事業」では、対象事例の支援に向けたプランの協議や支援調整を行うための会議を開催している

・会議で扱った事例を見ると、全ての事例で「障害」「困窮」が関連している（疑い含む）

「高齢」も多い

【会議区分】
重層：本人同意があり、支援プランの協議等を行う「重層的支援会議」
支援：本人同意がなく、支援に向けた情報共有等を行う「支援会議」

		会議で扱った事例（概要）	会議区分	関連分野 高齢	障害	困窮	児童
令和4年度	第１回	❶８０５０問題を抱える世帯	重層	○	○	○	
		❷障がい・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯	支援		○	○	○
		❸障がい・高齢者虐待の問題を抱える世帯	支援	○	○	○	
	第２回	❹８０５０問題を抱える世帯	重層	○	○	○	
		❺８０５０問題を抱える世帯	重層	○	○	○	
		❻障がい・高齢者虐待の問題を抱える世帯　※❸と同事例	重層	○	○	○	
	第３回	❼８０５０問題を抱える世帯　※❶と同事例	重層	○	○	○	
		❽高齢・生活困窮・障がいの課題を抱える世帯	重層	○	○	○	
		❾金銭的課題・家庭内虐待の課題を抱える世帯	重層		○	○	
		❿高齢・障がい・生活困窮の課題を抱える世帯	支援	○	○	○	
令和5年度（新規事例のみ）	第1回	❶８０５０問題を抱える世帯　※ほか３件の継続事例の協議	重層	○	○	○	
	第2回	❷障がい・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯　※ほか３件の継続事例の協議	重層		○	○	○
	第3回	新規事例なし　※４件の継続事例の協議	－				
	第4回	❸８０５０問題を抱える世帯　※ほか１件の継続事例の協議	支援	○	○	○	

○事業実施により前進している事例

≪障がい・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯≫　※R5第2回❷の事例

・父、母、子の３人世帯
・両親は統合失調症を抱え、仕事ができず、生活保護を受給
・自宅から悪臭が発生し、子の衛生状態も好ましくない状況
・複数の相談支援機関が関わりを持っているが、支援拒否があり、社会から孤立気味

	事業実施前の状況	事業実施後の状況
福祉的な支援	・各分野の職員がそれぞれ支援を試みるが支援拒否気味 ・本人たちの問題意識も欠如している	・社協のＣＳＷが中心となり、**定期的な訪問**を行う ・課題を整理し、**子の生育環境の改善**を目指し、各支援機関で継続的な支援を実施 ・新たな相談支援機関**(スクールソーシャルワーカー)も介入**
社会とのつながり	・社会から孤立気味	子に対して、 ・**地域のこども食堂** ・ボランティアによる**学習支援** ・**主任児童委員** などの支援につながる

運用の見直し

○運用見直し内容

○本市では、令和４年度から重層的支援体制整備事業を開始しているが、令和４年度から令和５年度にかけて**相談件数がやや減少**しているほか、会議開催に至るまでの支援調整が必要な**新規事例の件数も減少**している状況であった

○重層事業をより効果的に実施するため、関係機関へのアンケート調査及び事業委託先の越谷市社会福祉協議会との協議を踏まえ、下記のとおり運用の見直しを実施した

事業実施における課題

事業対象者の条件

・前提条件（３つ以上の複雑的・複合的な課題を抱えているケース）のハードルが高い

事業活用に至るまでの申込手順

・支援機関が重層事業を申し込むまでに①事業活用の判断、②本人同意の調整、③相談者へのヒアリングを担っており、負担が大きい

会議の開催頻度、方法

・会議開催頻度（※現行３ヶ月に１回）では、早急な支援調整ができない
・プラン作成のための意見交換（実務者レベル）とプランの適切性に関する協議（管理職レベル）が混在しており、会議の趣旨が分かりづらくなっている

運用見直しの内容

事業対象者の条件緩和

・３つ以上という対象条件を廃止
・複雑的・複合的な課題は大前提とし、重層事業に位置付けた事業※単位で条件を整理
※多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業

事業活用に至るまでの申込手順の簡略化

・多機関協働事業者である越谷市社会福祉協議会が、①事業活用の判断、②本人同意の調整、③相談者へのヒアリングを行い、支援機関の負担を軽減

会議の開催頻度、方法の変更

・プラン作成のための意見交換を実務者レベルで行う会議（支援会議）を随時開催とする
・プランの適切性に関する協議を管理職レベルで行う会議（重層的支援会議）を月１回開催とする